

## 和泉市都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成24年政令第286号）及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(低炭素建築物新築等計画の認定の申請書に添付する図書)

第2条 省令第41条第1項の市長が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

(1) 基本方針適合確認書（様式第1号）

(2) 低炭素建築物新築等計画（法第53条第1項に規定する低炭素建築物新築等計画をいう。以下同じ。）が建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第11条第1項に規定する特定建築行為（同法附則第3条第1項に規定する特定増改築を除く。）に係るものでない場合にあつては、当該低炭素建築物新築等計画に係る建築物が、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する建築士が設計したことを証する書類

ア 当該建築物が建築士法第3条第1項各号に掲げるものである場合 同法第2条第2項に規定する一級建築士（以下「一級建築士」という。）

イ 当該建築物が建築士法第3条の2第1項各号に掲げるものである場合 一級建築士又は同法第2条第3項に規定する二級建築士（以下「二級建築士」という。）

ウ 当該建築物がア又はイに掲げるもの以外のものである場合 一級建築士、二級建築士又は同法第2条第4項に規定する木造建築士

(3) 低炭素建築物新築等計画が建築物の低炭素化（法第7条第2項第2号へに規定する建築物の低炭素化をいう。）のための建築物の増築、改築、修繕若しくは模様替又は建築物への空気調和設備等（法第53条第1項に規定する空気調和設備等をいう。以下同じ。）の設置若しくは建築物に設けた空気調和設備等の改修（以下「増築等」という。）に係るものである場合にあつては、当該建築物（当該増築等に係る部分以外の当該建築物の部分に限る。）に係る建築基準法（昭和25年法律第201号）第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項の検査済証（以下「検査済証」という。）の写しその他の同法第6条第1項に規定する建築基準法令の規定に適合

していることを証する書類又はその写し

- (4) 低炭素建築物新築等計画に係る建築物が複合建築物（住宅（人の居住の用のみに供する建築物（共用部分を含む。）をいう。以下同じ。）以外の用途に供する部分及び住宅の用途に供する部分から成る建築物をいう。）である場合にあっては、次に掲げる部分の求積図
    - ア 居住者以外の者のみが利用する部分
    - イ 居住者のみが利用する部分
    - ウ 居住者以外の者及び居住者の共用に供する部分
  - (5) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関（建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関をいう。以下同じ。）が非住宅建築物（住宅以外の用途のみに供する建築物をいう。）に係る低炭素建築物新築等計画について法第54条第1項各号に掲げる基準（以下「認定基準」という。）に適合すると認めたものである場合にあっては、そのことを証する図書の写し
  - (6) 登録住宅性能評価機関（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下同じ。）が住宅に係る低炭素建築物新築等計画について認定基準に適合すると認めたものである場合にあっては、そのことを証する図書の写し
  - (7) 登録建築物エネルギー消費性能判定機関であり、かつ、登録住宅性能評価機関であるものが複合建築物に係る低炭素建築物新築等計画について認定基準に適合すると認めたものである場合にあっては、そのことを証する図書の写し
  - (8) 法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出（当該申出に係る建築物が、建築基準法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準によって設計されたもの（同項ただし書に規定する確認審査が比較的容易にできるもの（和泉市建築主事が審査するものに限る。）を除く。））をする場合は、建築基準法第6条の3第7項に規定する適合性判定通知書の写し（原本の写しであることが確認できたものに限る。）
- 2 前項第4号に掲げる図書に明示すべき全ての事項を省令第41条第1項の申請書に添える他の図書に明示する場合には、前項の規定にかかわらず、当該申請書に同項第4号に掲げる図書を添えることを要しない。
  - 3 構造計算適合性判定（建築基準法第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定をいう。）に準じた審査の請求をしていることにより前項第8号の書類を提出できない者は、指定構造計算適合性判定機関が当該請求を受理したことを証する書類の写しを提出しなけ

ればならない。この場合において、市長は、指定構造計算適合性判定機関が建築基準法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準に適合すると認めるまで、法第54条第1項（法第55条第2項において準用する場合を含む。第8条において同じ。）の認定をしないものとする。

（低炭素建築物新築等計画認定申請取下届）

第3条 法第53条第1項の認定の申請又は法第55条第1項の変更の認定（以下「認定等」という。）の申請をした者（以下「申請者」という。）は、当該認定等の申請を取り下げようとするときは、低炭素建築物新築等計画認定申請取下届（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

（低炭素建築物新築等計画不認定通知書等）

第4条 市長は、認定等の申請があった場合において、当該認定等の申請に係る低炭素建築物新築等計画又は低炭素建築物新築等計画の変更が認定基準に適合しないと認めるときは、低炭素建築物新築等計画不認定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 法第54条第2項の規定による申出をした場合において、前項の規定による通知は、建築基準法第6条第1項に規定する建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の結果の通知の写しを添えて行うものとする。

（軽微な変更に関する証明書の交付の申請及び交付等）

第5条 省令第46条の2に規定する書面の交付を受けようとする者は、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第46条の2の軽微変更該当証明申請書（様式第4号）に、低炭素建築物新築等計画の変更が法第55条第1項に規定する軽微な変更（以下「軽微な変更」という。）に該当することを証する図書を添えて、市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による提出をする場合における申請書及び図書の部数は、正本1通及び副本1通とする。

3 市長は、省令第46条の2に規定する書面の交付の申請があった場合において、当該申請に係る低炭素建築物新築等計画の変更が軽微な変更該当すると認めるときは、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第46条の2の軽微変更該当証明書（様式第5号）を交付し、該当しないと認めるときは、都市の低炭素化の促進に関する法律第55条第1項の軽微な変更該当しない旨の通知書（様式第6号）を通知するものとする。

（報告を行う場合の方法）

第6条 法第56条の報告は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める図書を市長に提出することにより行わなければならない

ない。

- (1) 認定低炭素建築物新築等計画（法第56条に規定する認定低炭素建築物新築等計画をいう。以下同じ。）に係る建築物又は建築物の部分を譲受人に譲り渡した場合 認定低炭素建築物新築等計画に係る建築物の状況報告書（様式第7号）
- (2) 認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素化のための建築物の新築等（法第53条第1項に規定する低炭素化のための建築物の新築等をいう。以下同じ。）が完了した場合 認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等完了報告書（様式第8号）及び次に掲げる図書
  - ア 認定低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素化のための建築物の新築等の完了を確認することができる図書
  - イ 低炭素化のための建築物の新築等について建築基準法第6条第1項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による確認の申請書の提出又は同法第18条第2項（同法第87条第1項において準用する場合を含む。）の規定による通知を行った場合にあっては、検査済証又は同法第87条第1項において読み替えて準用する同法第7条第1項の規定による届出に係る書類
- (3) 法第60条の規定により容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない床面積がある場合 認定低炭素建築物新築等計画に係る建築物の状況定期報告書（様式第9号）
- (4) 認定低炭素建築物新築等計画が認定基準に適合しなくなった場合 認定低炭素建築物新築等計画に係る建築物の状況報告書（様式第7号）
- (5) 前各号に掲げる場合以外の場合 認定低炭素建築物新築等計画に係る建築物の状況報告書（様式第7号）及び報告の内容を説明するための図書  
(認定低炭素建築物新築等計画認定取消通知書)

第7条 市長は、法第58条の規定により法第54条第1項の認定を取り消す場合は、認定低炭素建築物新築等計画認定取消通知書（様式第10号）により認定建築主（法第55条第1項に規定する認定建築主をいう。以下同じ。）に通知するものとする。

(低炭素建築物新築等計画認定の証明の手続)

第8条 認定建築主は、法第54条第1項の認定を受けたことを証する書面の交付を受けようとするときは、低炭素建築物新築等計画認定証明申請書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。